



【発行】

社会福祉法人 紀美野町社会福祉協議会

- 本所 紀美野町総合福祉センター内
TEL 489-9962 FAX 489-9962
E-mail kimino-shakyo@kimino.shakyo-w.jp
HP <http://kimino.shakyo-w.jp/>
- ボランティアセンター TEL 489-2255
- 支所 紀美野町美里支所内
TEL 495-3171

～生活福祉資金の特例貸付のご案内について～

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金の特例貸付が実施されています。特例貸付では緊急小口資金と、総合支援資金の貸付が実施されています。それぞれの資金の概要については以下の通りです。

緊急小口資金について

対象者：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額：原則として10万円以内ですが、以下の場合は20万円以内となります。

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ・世帯員の中に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員の中に臨時休校した小学校等に通う子または、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ・その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき

償還猶予期間：貸付開始から1年以内 償還期限：償還猶予期間終了後2年以内 貸付利子：無利子
保証人：不要

総合支援資金について

対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額：2人以上の世帯は月20万円以内。単身世帯は月15万円以内。貸付期間：原則3ヶ月以内
償還猶予期間：貸付開始から1年以内 償還期限：償還猶予期間終了後10年以内
貸付利子：無利子 保証人：不要

注：貸付にあたり生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が必要となります。

申込先は紀美野町社会福祉協議会となっています。ご不明な点があればお問い合わせください。
TEL 073-489-9962

社協会員募集！

ご協力をお願いいたします。

社会福祉協議会は、住みよい福祉のまちづくりをすすめるための会です。

町民の皆様からいただいた会費は、地域社会福祉事業に使わせていただきます。

この会費は、あくまで町民の皆様の自発的な意志によるものです。社会福祉協議会の趣旨を十分ご理解いただいたうえで入会していただけますようご協力をお願いいたします。

会費は、年会費です。

- ・一般会員 一口 500円
- ・賛助会員 一口 1,000円
- ・特別会員 一口 2,000円
- ・団体会員 一口 3,000円

会費受付 紀美野町社会福祉協議会

紀美野町総合福祉センター1階

(連絡先) 073-489-9962

正規職員募集

- ◇募集職種 訪問介護員（サービス提供責任者）
 - ◇採用予定日 随時
 - ◇応募資格 1) 普通免許を持ち車を運転できる方
2) 介護福祉士の資格を有する方
 - ◇申込・受付期間 随時（ただし、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時の間に以下の必要書類をご持参ください。郵送不可となっておりますので、ご了承ください。）
 - ◇必要書類 履歴書・資格証明書（写）
 - ◇試験等 申込受付後、試験日等を本人宛に通知します。
- ※必要書類等、詳しくは、紀美野町社会福祉協議会までご連絡ください。（489-9962）

5月の社協関係行事予定

日	曜日	行事名	備考
12	火	まごころ弁当(食事サービス)	新型コロナウイルス感染防止のため中止と致します
13	水	おいし弁当(食事サービス)	新型コロナウイルス感染防止のため中止と致します
19	火	まごころ弁当(食事サービス)	新型コロナウイルス感染防止のため中止と致します
21	木	おいし弁当(食事サービス)	新型コロナウイルス感染防止のため中止と致します
26	火	話し相手ボランティア「さわやか」	定例会 13時30分～
29	金	声のグループ「かじか」録音	総合福祉センター 録音室 9時～
のかみ座 練習日 11日(月)・25日(月)			中央公民館 19時30分～

